

会員規約

第1条(名称及び所在地)

本クラブの名称は「フィットネス&スパ ラフィット」(以下「本クラブ」といいます。))とし木更津市羽鳥野6丁目21番地4に所在します。

第2条(運営)

本クラブの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用・会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は日本賃貸保証株式会社(以下「当社」といいます。))が行います。

第3条(本規約および諸規則)

- 1.本規約は、本クラブへの入会および本施設の利用について、会員と本クラブが遵守しなければならない諸条件のうち基本となる内容を定めるものです。
- 2.当社は本施設を提供する上で、その都度必要と判断する諸条件および諸規則を定めることができます。また、その効力は最新の改定日をもって全ての会員に適用されます。

第4条(会員制)

- 1.本クラブは、会員制とします。本クラブは会員が本施設を利用し、心身の健康の維持・増進を図るとともに会員相互の親睦ならびにフィットネスライフの振興を図ることを目的とします。
- 2.本クラブで実施している「千葉ジェッツチアリーディング」(以下「本スクール」といいます。))は、千葉ジェッツ専任スタッフによる一貫したレッスンをを行い、子供たちの心身の健やかな育成を図ることを目的とします。
- 3.会員が、本クラブを利用するときは、会員証を提示いただきます。
- 4.会員は、運動およびスポーツが、その性質上、少なからずの危険を伴うものであることを認識し、本施設を利用する際には、各自の責任において体調、安全に配慮するとともに、自己または他の会員が怪我や事故に遭わないよう相互に配慮するものとします。
- 5.会員は、本クラブの秩序の維持および個別事情に応じた配慮から会員個々人の要望にお応えできない場合があることを理解するものとします。

第5条(入会資格)

- 1.本クラブに入会できるのは、15歳以上(中学生は除く)の方、本スクールに入会できるのは、3歳から中学3年生の方で本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾し、遵守できる方。
- 2.以下に該当する方は入会できません。
 - (1)刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、本人または保護者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員その他の反社会的勢力、薬物常用者、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方。
 - (2)医師等により運動を禁じられており、本クラブの施設の利用に耐え得る健康状態にない本クラブが認めた方。
 - (3)他のお客様に感染または感染する恐れのある疾患を有する方。
 - (4)筋力の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾患を有する方。
 - (5)本クラブで過去に会費等の未納履歴がある方。
 - (6)過去に本クラブのサービスにおいて、除名またはこれに類する処分を受けたことがある方。
 - (7)妊娠中の方については、原則として本施設を利用することは認められません。ただし本クラブが妊娠中の方を対象としたプログラムやイベントを提供するなど、別途本クラブが認めた場合は、この限りではありません。

第6条(会員種別)

- 1.当社は、本施設の利用形態に応じた会員種別をその都度定めます。
- 2.当社は、会員種別を追加、変更、廃止、再開等をすることがあります。

第7条(入会手続き)

本クラブに入会する方は所定の手続きを行い、本クラブの承認を得た上、入会金・事務手数料・月会費・諸費用をお支払いいただきます。尚、利用者が未成年者である場合は保護者の方が保護者名欄に署名ください。この場合保護者は、利用者である未成年者とともに自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を負うものとします。

第8条(会員証)

- 1.入会手続き完了後、会員証を発行します。
- 2.会員証は利用者本人のみが使用できるもので、他人へ貸与・譲渡する事はできません。
- 3.会員は会員証を紛失した場合、速やかに本クラブに届け出ていただきます。尚、再発行手数料500円(消費税別)を必要とします。
- 4.会員は退会時に会員証を本クラブに返還しなければなりません。

第9条(個人情報の取り扱い)

当社の個人情報の取り扱いについては、別に定めます。

第10条(月会費)

月会費は本クラブが定める額とし、会員は毎月27日に翌月分を自動振替により支払うものとします。(金融機関が休日の場合は翌営業日とします。)万が一、残高不足等で引落しが出来なかった場合は再請求手数料300円(消費税別)を必要とします。

第11条(入会金・月会費等の返還)

会員が申告した利用開始日以降、会員が支払った入会金・事務手数料・月会費・諸経費などは返還しません。

第12条(変更)

会員が種別変更を希望する場合は、利用開始3ヶ月目より変更を希望する月の前々月末日までに所定の「変更届」を届け出なければなりません。また、氏名・住所・連絡先など入会申込書記載事項に変更があった場合には速やかに本クラブに「変更届」を提出するものとします。各種変更により、会員証の再発行が必要な場合には変更事務手数料500円(消費税別)を必要とします。

第13条(退会)

- 1.会員が退会する場合には、退会希望月の前々月末日までに所定の「退会届」をフロントへ提出し末日に退会となります。

- 2.会費の滞納がある場合は完納いただきます。退会後もお支払い義務を負うものとします。

第14条(休会)

本クラブは休会制度を設けておりません。

第15条(除名処分)

会員にいずれかの行為があったとき、当社は当該会員を直ちに除名処分とすることができるものとします。

- (1)第18条第1項(1)から(6)までのいずれかの行為があったとき。
- (2)第18条第1項(7)から(11)のいずれかの行為または第18条第2項のいずれかに当該する場合があります、当社がその是正を求めても是正がないとき。
- (3)本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。(除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- (4)本施設を故意に毀損したとき。
- (5)入会書類に虚偽の事実を記載したとき。
- (6)会員として本クラブの品位を損なうと認められる非行があったとき。
- (7)除名処分は、当社の会員に対する口頭または書面による通知によって行うものとし、口頭で行ったときは後日これを確認する書面を送付するものとします。
- (8)除名処分の効力は、前項の通知が会員に到達した時点で生ずるものとします。ただし会員が正しい連絡先を当社に申告していない等の理由により、当該通知が会員に到達しないときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (9)会員が除名処分を受けたときは、当社と当該会員との会員契約は除名処分と同時に終了します。

第16条(会員資格の喪失)

会員が下記の一つにでも該当した場合は、自動的にその会員資格を失います。

- (1)会員が退会したとき。
- (2)会員が除名されたとき。
- (3)会員が死亡したとき。
- (4)法人会員の場合、会員となる法人が解散したとき。
- (5)本クラブおよび本スクールが閉鎖したとき。

第17条(会員資格の譲渡禁止)

会員は、その会員資格を他に譲渡はできません。

第18条(禁止事項)

- 1.会員は、本クラブの運営について、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。会員に当該行為があるときは、当社は会員に対し、除名処分、当該行為の中止、本施設の設備の一部または全ての利用の中止、本施設からの退去等を求めることができます。
 - (1)他の会員またはスタッフに対して暴力を振るったり、暴言、誹謗中傷、嫌がらせ、睨みつけ、待ち伏せ、尾行、つきまとい、個人的交友の強要その他の迷惑行為や不適切な行動をとること。
 - (2)盗難、盗撮、のぞき、痴漢、露出、唾を吐く、その他法令または公序良俗に反する行為をすること。
 - (3)本施設の設備等を持ち出すこと、本施設の設備等を叩く、殴る、蹴る、落書きするなどにより損壊すること、指定場所以外での排泄等により本施設を汚損すること。
 - (4)本施設内に刃物等の危険物を持ち込むこと。
 - (5)本施設内で政治活動、宗教活動を行うこと。
 - (6)本施設において許可なく営業活動、取材活動、勧誘活動、署名活動、ピラ等の配布、張り紙の掲示、撮影等を行うこと。
 - (7)酒気を帯びて本施設へ入館し、または本施設を利用すること。
 - (8)許可なく本施設の設備や特定のエリア等を長時間独占すること。
 - (9)本施設内の指定場所以外で喫煙(電子タバコを含む)すること。
- (10)本クラブの運営について、当社より回答があった後も同じ意見、要望等を繰り返すこと、スタッフに対して長時間または多頻度の面談、電話、連絡等を要求し、または書面の交付等を求めること。

- (11)杖等や車いすを使用して本施設を利用すること。
- 2.当社は、会員に以下の各号に該当する事由があると判断したときは、会員に対し、除名処分、本施設の一部または全ての利用の中止、本施設からの退去を求めることができるものとします。

- (1)第5条(入会資格)に反することが判明した場合。
- (2)体調不良、伝染病への罹患、怪我の未完治その他本施設を利用することが不適当であると本クラブが判断した場合。
- (3)当社または他の会員との紛争が解決しておらず、本施設を利用することが不適当であると当社が判断した場合。
- (4)会員に同伴される利用者および来館者の行為について、スタッフからは是正の要望、指導を受けたにもかかわらず、協力しない場合。
- (5)会員の言動に対して、本施設の安全配慮および秩序維持の観点から、本クラブが是正を求めたにもかかわらず、尚も是正されないと当社が判断した場合。
- (6)会員が同伴される利用者が過去に本クラブから除名処分を受けていた場合。
- (7)上記各号に定めるほか、会員の行為が第4条(会員制)の趣旨に反し、本クラブの運営に支障があると当社が判断した場合。

3.会員に前二項各号に該当する事項があったとき、当社は会員の本施設への入館をお断りすることがあります。

第19条(諸料金等の変更)

当社は、入会金・月会費・諸費用・利用方法を会社・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。当社は改定する場合には、改定月の1ヶ月前までに会員に告知します。

第20条(施設利用)

- 1.会員は種別に依り施設を利用できます。
- 2.当社は本施設の一部を予約制とし、利用時間を制限することができます。

- 3.当社は施設利用の円滑化を図る為、利用時間・利用回数・利用人数を制限することができます。

4.当社は下記の事由により本施設の利用を制限することができます。

- (1)改修、点検を行うとき。
- (2)当社の主催する特別行事を開催するとき。

第21条(施設休業・閉館)

当社は次の利用により本施設の全部または一部を休業あるいは閉鎖する事ができます。この場合においても、休業または閉鎖が長期間に及び、相当でない場合を除き、会費の一部返還は行いません。

- (1)天災、地震、気象等その他やむを得ない理由で施設利用が不可能なとき。
- (2)施設の点検、補修、改修、その他運営管理上、当社が必要と判断を行うとき。
- (3)法令の制定、改廃、行政指導、その他やむを得ない事由が発生したとき。

第22条(ビジターの利用)

当社は本施設の状況により会員の同伴もしくは紹介または当社の承認に基づき、会員以外の方(以下「ビジター」といいます)に本施設を利用させる事ができます。ビジター料金は別途定めます。

第23条(施設の貸与)

本クラブは本施設の利用状況を判断した上で、会員あるいはビジターの施設利用希望者に本施設の一部を貸与し、利用を認めることができます。

第24条(営業時間)

営業時間は本クラブが定めます。

第25条(拾得物)

- 1.会員が本施設に忘れ物または落とし物(以下「拾得物」といいます。))をされた場合、速やかにその旨を当社に問い合わせるものとします。
- 2.本クラブは、拾得物について、本クラブが定める保管期間経過後に処分できるものとします。また、腐敗等安全衛生上の問題があると判断する場合、当該保管期間に限らず拾得物を処分することができるものとします。

第26条(賠償責任)

- 1.会員は本施設において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社はその責めに帰すべき事由がある場合を除き、本施設で発生した盗難・傷害その他の事故について、一切の賠償責任を負わないものとします。
- 2.本施設の利用に際して会員またはビジターに人的、物的事故が生じた場合には、本クラブは一切の損害賠償の責を負いません。
- 3.会員が本施設の利用に関して、当社、他の会員、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。

第27条(本規約および諸規則の改定)

- 1.当社は、自らの判断に従い、本規約を改定することができるものとします。
- 2.当社は、諸規則を適宜制定または改定することができるものとします。
- 3.改定された本規約および制定または改定された諸規則の内容は、全ての会員に適用し効力を有するものとします。

第28条(告知およびご連絡)

- 1.本規約に別途定めがある場合を除き、当社が会員に対して行う告知および連絡は、原則として当社のウェブサイトおよび本施設での掲示によるものとし、会員は当社からの告知および連絡に留意するものとします。また、本施設におけるキャンペーンその他の告知内容を、会員が認識されなかったことについて、当社は何らの責任も負わないものとします。
- 2.当社は、告知および連絡の内容、性質に応じて、会員への郵送、本施設内での配布物の配布、口頭での声掛けなど当社がその都度判断する手段により、告知および連絡を行うものとします。また、当社からの連絡を予め拒否されている会員に対しても、当社は、必要と判断した重要な連絡を行うことができるものとします。
- 3.当社から会員への郵送は、会員が本クラブに申告した住所に宛て発送されるものとし、当該住所に宛てて発送された書面が会員に到達しなかったことについて、当社は何らの責任も負わないものとします。

第29条(事前告知期間)

当社から会員に対する重要な事項については、以下の各号に従い事前に告知するものとします。

- (1)本クラブの解散および本施設の閉店または長期にわたる休業 3ヶ月前までに
- (2)本施設を休業とする場合 1ヶ月前までに
- (3)本規約の改定および諸規則のうち本規約に準ずる重要規則の制定および改定 1ヶ月前までに
- (4)入会金、会費、事務手数料および利用料等の改定 1ヶ月前までに ※キャンペーン等による入会金、会費、事務手数料の変更やアイテムの提供価格など、当社が適宜設定するものを除く
- (5)上記以外の事項 当社が個別に判断する時点

2.当社は、緊急を要すると判断した場合、前項に定める事項の告知期間を短縮することができるものとします。

3.前二項にもかかわらず、当社は、本施設の運営や各種サービスの提供に関する情報については、事前告知期間を設けずとも、適宜告知することができるものとし、その場合、告知をもって告知内容が発効するものとします。

第30条(細則)

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は当社が定めるものとします。